



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会社名 明治海運株式会社
代表者名 代表取締役社長CEO 内田 和也
(コード番号 9115 東証 第1部)
問合せ先 常務執行役員 笹原 弘崇
電話番号 (03) 3792-0811

内部統制基本方針の一部改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「内部統制基本方針」の一部改定について決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。(改定箇所は下線で示しております。)

記

1. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 取締役は職務執行および意思決定に係る重要な情報を文書で作成し、文書管理規程等の定めに従い、適切に保存および管理する。
- ② 監査役会、コンプライアンス委員会、環境・安全委員会が求めたときは、いつでも当該文書を閲覧に供する。

2. 当社および当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社グループの組織横断的リスク状況の監視は、グループ経営トップが出席する経営会議委員会がこれを行う。個々の損失危険の領域ごとに、当該損失の危険に関する事項を統括する担当取締役、担当執行役員がそれぞれの損失の危険に対する潜在性を経営会議委員会に提議する。
- ② 損失の危険が顕在化した場合には、担当取締役、担当執行役員は、速やかに経営会議委員会へ報告する。担当取締役は、現実化した損失の危険に迅速に対応のうえ、その極小化に努め、経営会議委員会は、専門組織の設置を検討する。
- ③ 新たに生じたリスクへの対応のため、代表取締役社長は必要に応じて全社へ示達すると同時に、速やかに対応責任者となる取締役を定める。

3. 当社および当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて書面または電磁的記録による取締役会も開催可能とする。

- ② 業務に精通した者を執行役員として任命し、業務執行の責任と権限を大幅に委譲することにより、業務執行の迅速化と会社の健全な運営および効率化を図る。
- ③ 取締役の職務の重点を意思決定ならびに業務執行監督の強化・充実につなげ、かつITの適切な利用を通じて、職務の効率性を確保する。また、取締役会は子会社における業務執行状況および決算状況に関する報告を定期的に受ける。

4. 当社および当社子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループの役員および従業員が法令および社会通念等を遵守した行動をとるための「企業行動ルール」を定める。また法令等遵守の徹底を図るため当社グループの「コンプライアンス委員会」を設置する。
- ② コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制確保のための教育および指導を行うとともに、「相談・通報制度」の窓口となる。
- ③ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、必要に応じ弁護士および警察等と相談する。
- ④ 内部監査を担当する部門として「内部監査室」を組織する。

5. 当社および当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 経営会議委員会での討議事項に、企業集団における事案を含めることで、企業集団として内包されるリスクを検討している。
- ② コンプライアンス委員会は、企業集団の共通組織として機能し、法令等遵守の徹底を一元的に図る。

6. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

必要に応じて、総務担当部門のスタッフが、監査役業務を補助する。

7. 前項の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項

総務担当部門のスタッフが監査を補助する場合は、監査役からの直接の業務指示・命令を受けて、これを実行する。

8. 当社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ① 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役会へ報告する。
- ② 監査役は、経営会議委員会、コンプライアンス委員会、環境・安全委員会に参加し、意見を述べる事が出来る。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持つ。

- ② 監査役は、当社の会計監査人である神明監査法人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行う等の連携を図る。

10. 当社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助すべき従業員は当社の従業員規則に従い、当該従業員の監査業務に関する指揮命令は監査役に属するものとし、異動等人事事項については監査役と協議する。

11. 子会社の取締役、使用人が監査役および従業員またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

当社の監査役は必要に応じて、子会社の取締役、監査役または従業員に重要業務についてその状況を聴取できる。また子会社に著しい損害を及ぼす重要事実を発見した場合は直ちに監査役会に報告する。

12. 子会社の取締役および監査役ならびに使用人等、報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないための体制

「コンプライアンス運営規程」にて通報・相談受付窓口で受け付けた情報の秘密は厳守することとしており、通報・相談者に対して不利益となる取扱いを禁止する。

13. 当社監査役の職務執行について生じる費用処理に関する事項

当社は監査役がその職務遂行にかかわる費用請求をしたときは、必要でないと認められた場合を除き、速やかに支払処理をする。

以上